

令和7年度第2回さいたま市動物愛護推進協議会

日時：令和8年1月27日（火） 14時から16時まで

場所：浦和コミュニティセンター 第9集会室

（埼玉県さいたま市浦和区東高砂町1-1-1）

次 第

1. 事務局説明
2. 事務局、委員の自己紹介
3. 議事
 - (1) 会長、副会長の互選について
 - (2) ペット防災について
 - (3) 動物愛護フェスティバル2025開催後の報告
 - (4) その他
4. 事務局からの連絡事項

災害発生時の 備えについて

～あなたは大切なペットを守れますか？～



突然起こる災害では、人だけでなくペットも被災します。家族とペットが安心して避難するためには、災害に対する日頃からの備えが重要です。

ペットの「同行避難」とは

「同行避難」とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。

被災動物を放置することで、その後の保護・給餌活動が困難となったり、また、飼い主が世話のため自宅に戻り、そこで二次災害に出会う危険性があります。

それらを防止するため、原則としてペットを同行して避難することが重要となります。

避難所での留意事項

「同行避難」とは、避難所において人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。避難所では多数の人の集団生活となります。動物の苦手な人やアレルギーで動物と一緒にいられない人もいます。それぞれの避難所のルールに従って、飼い主同士が協力し、他人に配慮した飼養をしましょう。

また、状況によっては、避難所での受入れが難しい事態も考えられます。万一の時の預かり先を確保しておくことも大切です。

災害の発生に備えて

1 身元表示

突然の災害に驚いてペットが逃げ出してしまい、飼い主と離ればなれになってしまう可能性もあります。

迷子札などに飼い主の情報がしっかり明示されていなければ飼い主のもとへ帰ることが難しくなります。

大切なペットのために、鑑札や狂犬病予防注射済票、迷子札、マイクロチップの装着等飼い主の明示を徹底しましょう。

※犬は狂犬病予防法において鑑札及び注射済票の装着が義務付けられています。

迷子札
・氏名・連絡先



マイクロチップ
・飼い主情報
・名前など



マイクロチップ

▲現物写真



犬鑑札
第00319号
さいたま市
犬鑑札



狂犬病
予防注射済票

直径2mm、長さ8～12mmの円筒形の電子標識器具で、15桁の数字(番号)が記録されています。一度体内に埋込むと、脱落したり、消失することはほとんどなく、データが書きかえられることもない確実な証明となるため、犬や猫などのペットを中心として利用者が増えています。

2 基本的なしつけ

災害発生時にはペットも避難所での集団生活となることがあります。周囲に迷惑をかけないように、普段から基本的なしつけをしておきましょう。

キャリーバックに慣らしておく、決められた場所で排泄できることや、犬では「待て、伏せ、おいで」等のしつけを、猫では人とふれあいに慣らす等、社会性を身につけさせておきましょう。



3 健康管理の実施

他の動物との集団生活での感染症の蔓延や、被災時のストレスからの体調変化を少しでも防止するために、日頃から健康管理を行いましょう。狂犬病予防接種、ワクチン接種、ダニ・ノミの駆除を実施しましょう。



4 不妊・去勢手術の実施

万一、飼い主と離ればなれになった場合、不必要な繁殖を防止するためにも、不妊・去勢手術を実施しておくことが大切です。不妊・去勢手術は、避難所での集団生活において、他の避難者からの苦情にもなり得る無駄吠え等の問題行動の抑制にも効果があるといわれています。



5 ねこの屋内飼養

猫を放し飼いにすると、飼い主と一緒に避難することが難しくなります。また、日常でも、ご近所の庭を荒らしたり、車を傷つけたりと、結果的に近所の人たちに迷惑をかけることにもなります。猫は屋内で飼うようにしましょう。



6 防災用品の備蓄

救援物資はすぐには届きません。最低でも5日分を用意しましょう。大切なペットのためにキャリーバッグやケージ、「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。



猫の防災用品例



ペット用持出袋(例)

- フード、水、常用薬
- 首輪・リード(犬)
- トイレ用品 (ペットシート、犬用マナー袋等)
- 写真(飼い主と一緒に写っているもの)
- 健康の記録 (既往歴等)
- 食器

犬の防災用品例

災害時にペットの命を守るためには、日頃からの準備が大切です。

このチラシについての
問い合わせは

- さいたま市動物愛護ふれあいセンター……TEL 048-840-4150
- 生活衛生課 ……………TEL 048-829-1299

ペットのプロフィール

記入日	年 月 日	
名前		
種類	性別	オス・メス
生年月日 又は 家族になった 年月日	年 月 日	に生まれた にうちにきた
体重	kg	
体長	cm ※首の付け根から尻尾の付け根まで	
特徴	毛の色や模様、尻尾の長さや形、耳の形、目の色、鼻の色などの体の特徴や人に対する特性(怖がる、吠える、かみつく)などできる限り多く	
首輪の特徴	※不妊・去勢手術の有無	有・無
マイクロチップ	有 (特徴)	・ 無
鑑札	有 (NO.)	・ 無
注射済票	NO.	
飼い主氏名		
住所		
連絡先		

災害が発生したら、まずは安全な避難を

避難する際は、ペットに応じた同行避難をします。(避難所や避難経路は、あらかじめ確認しましょう。)

- 犬 ▶ ケージとリード
- 猫・小動物 ▶ ケージやキャリーバック



頭上やがれき等に注意しましょう。また、備蓄した防災用品を避難所まで持参しましょう。

避難所の確認方法

- 防災ガイドブック ● (市・区)ガイドマップ ● ホームページ



なお、公民館は、要配慮者優先避難所と位置づけ、高齢者、障害者や妊産婦等が優先して使用できる施設としています。

私が避難する避難所は



です。

お問い合わせは

さいたま市保健福祉局保健部
生活衛生課
☎ 048-829-1299 FAX: 048-829-1967
動物愛護ふれあいセンター
☎ 048-840-4150 FAX: 048-840-4159

このリーフレットは、4,000部印刷し、1部あたりの印刷経費は24円です。

ペットの 災害対策

災害は突然起こります。人だけでなくペットも被災します。家族とペットが安心して避難するためには、日頃から災害に対する備えが重要です。避難所におけるペットの飼養管理は、飼い主自らが行うため、平時からの対策をペットのためにもしてあげましょう。

同行避難

「同行避難」とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難することです。避難所において人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではなく、原則として屋外飼養となります。

被災動物を放置することで、その後の保護・給餌活動が困難となったり、また飼い主が世話のため自宅に戻り、そこで二次災害に出会う危険性があります。それらを防止するため、原則としてペットを同行して避難することが重要となります。

同行避難できる動物

同行避難できる動物は、犬や猫等の愛玩動物です。大型の動物や危険な動物、特別な管理が必要となる動物については、避難所での受け入れが困難です。緊急避難措置として一時的に受け入れるものの、速やかに移動する必要があるため、飼い主は平時から受入先を決めておきます。身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)については、公共施設等での同伴が認められています。

避難所についたら

ペット同行避難者用受付窓口で受付をし、飼養スペースへ移動します。受け入れが不可能なペットについては、一時的な受入の後、安全が確認でき次第、受け入れ可能な場所やあらかじめ飼い主が決めていた避難先へ移動します。

避難所での飼い主の役割

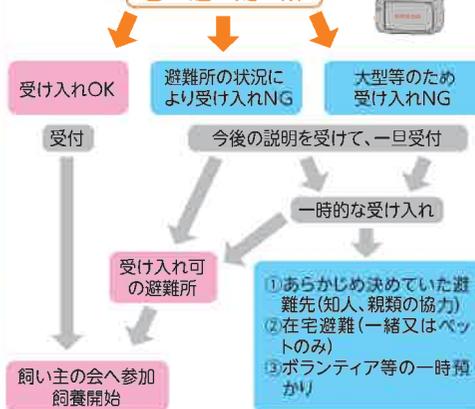
ペットの飼養は原則として飼い主自らが行います。「飼い主の会」を立ち上げ、飼い主全員で支え合い、協力して管理を行います。避難所運営委員会の指示や決められた避難所のルールに従い、他の避難者等の理解が得られるようにしましょう。

災害の発生

自宅建物の倒壊・消失等

持ち出し袋を持って同行避難開始

各避難所



災害の発生に備えて

1 所有者の明示

突然の災害に驚いてペットが逃げ出してしまい、離ればなれになってしまうことがあります。一度離れると、迷子札などに飼い主の情報がしっかり明示されていなければ戻ることが難しくなります。大切なペットのために、鑑札や注射済票、迷子札、マイクロチップ等を装着し、飼い主の明示を徹底しましょう。

※犬は狂犬病予防法において鑑札及び注射済票の装着が義務付けられています。



2 健康管理の実施

被災時のストレスからの体調変化を少しでも発見できるように、日頃からかかりつけの動物病院で健康管理を行いましょう。また、他の動物との集団生活での感染症の蔓延防止のために、狂犬病予防接種、ワクチン接種、ダニ・ノミの駆除を実施しましょう。狂犬病予防注射が未接種の動物については避難所での受け入れが困難となる可能性があります。

3 基本的なしつけ

避難所ではキャリーバック、ケージでの飼養となり、飼養状況によっては、首輪も必要です。いざという時に嫌がらないように、慣れさせる訓練(クレートトレーニング)等しましょう。また、避難所では周囲に迷惑かけないことも重要です。決められた場所での排泄、「待て、伏せ、おいで」、無駄吠えをしない等人とのふれあいに慣らす社会性を身につけることも必要です。普段から基本的なしつけをしておきましょう。

4 不妊・去勢手術の実施

飼い主と離れ離れになった場合、不必要な繁殖を防止するためにも実施しておくことが大切です。発情によるトラブルをなくし、感染症も防げます。避難所での集団生活において他の避難者からの苦情になりえる無駄吠え等の問題行動の抑制にも効果があるといわれています。

5 防災用品の備蓄

ペットに応じた防災用品はすぐに避難所では用意できません。必要なものは飼い主が避難所に持参します。日頃からペット用持ち出し袋を準備し、食べられたペットフード、水、リード、シート、キャリーバックやケージ、食器等を最低でも5日分は用意しましょう。また、常用している薬は、すぐに持ち出せるようにしましょう。

持ち出し優先順位リスト例

優先順位 1

伸びないリード・胴輪又は首輪・療法食・処方薬・予備の名札・食器(使い捨て)・ドライフード、ウエットタイプのフード・おやつ・ケージ・水・キャリーバック・ガムテープ・ペットシート・洗濯ネット(猫の場合)



優先順位 2

シートや風呂敷・おもちゃ・手入れ用品・ブルーシート・バスタオル等

6 協力しあえる仲間づくり

避難所の状況によっては、ペットとの長期避難生活が難しいことがあります。また、避難所での飼養が可能でも、必ずしもペットに適した環境とは限りません。いざという時に協力し合えるように、日頃から近隣の方や散歩仲間等とコミュニケーションを取りましょう。また、親戚や友人等緊急時のペットの一時預け先を確保しておきましょう。

7 猫の屋内飼養

猫を放し飼いにすると、飼い主と一緒に避難することが難しくなります。日常でもご近所の庭を荒らしたり、車を傷つけたりと結果的に近所の人たちに迷惑をかけることにもなります。感染症から守るためにも、猫は屋内で飼い、日頃から猫の隠れ場所をチェックしましょう。また、避難所でのケージ飼養に備えて、隠れ場所にキャリーバックやケージを置いて、安心できる場所であると認識させましょう。

8 ペットの情報

ペットの写真は、迷子になったときに役立ちます。はぐれたときには、大事なペットが戻れるための飼い主の証明になります。また、健康の記録は、現在のペットの健康情報を的確に伝えることができます。右のペットのプロフィールを切り離して⑤のペット用持ち出し袋に入れましょう。

携帯電話やスマートフォンでペットや健康の記録をカメラ機能で撮影し、保存しておくことも同様に役に立ちます。



ペットと家族(できれば全員)の写真

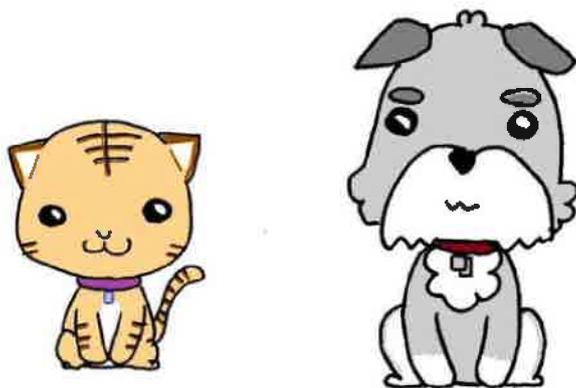


顔や全身がわかる写真

ペットの健康の記録

かかりつけ動物病院 連絡先	
現にかかっている疾患	
処方薬	
ワクチン記録	
アレルギー	無・有()
備考	

避難所における ペット対応マニュアル



さいたま市
(令和2年8月改訂)

目次

1	はじめに.....	2
2	避難所での基本的なペットの対応の考え方.....	3
	同行避難・同伴避難.....	3
	対象動物.....	4
	管理方法.....	4
3	平時の備え（災害の発生に備えて）.....	5
	飼養スペースの検討.....	5
	避難所でのペットの飼養ルールの設定や同行避難訓練の実施.....	7
4	災害発生直後（初動期）の対応.....	8
	ペット同行避難者の受付.....	8
	「飼い主の会」立ち上げ.....	9
	飼養スペースの設営.....	9
5	避難所での避難生活開始.....	11
	飼養スペースでの維持管理.....	11
	飼い主全員で共同して行うこと.....	11
	飼い主自身が行うこと.....	13
	継続管理と報告.....	15
	預け先や譲渡.....	15
6	市及び関係団体の対応.....	16
	参考様式集.....	18
	避難所における飼養ルール.....	18
	ペット入所名簿 兼 登録名簿.....	19
	ケージ札.....	20
	参考：ペットの基本的な飼養方法.....	21

1 はじめに

災害時には、何よりも人命が優先されます。

しかし、ペットは家族の一員であるという意識が根付いた昨今、災害時に自宅に置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次災害にあったり、避難所においてペット受入を拒否された飼い主が車上生活を余儀なくされたりした結果、エコノミークラス症候群に陥った事例がありました。また、ペットを放浪状態のまま放置することで、住民への危害をもたらす恐れもあります。

これらの災害の教訓として、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となります。

こうした状況を踏まえて、平成 25 年 6 月に環境省から「災害におけるペットの救護対策ガイドライン」が示されました。それを受けて、本市では「さいたま市地域防災計画」（以下、「市地域防災計画」）において、ペットに対する対応の方針を定め、ペットを連れた飼い主が、「同行避難」をすることを前提としました。

その方針に沿って、各避難所において、円滑にペットと避難者を受け入れるとともに、ペットによる他の避難者の生活に及ぼす影響を最小限にするため、あらかじめ具体的な対応を検討しておく必要があります。

そこで、環境省ガイドラインや市地域防災計画の内容を具体的に解説する「避難所におけるペット対応マニュアル」を作成し、避難所における標準的な手順やルール等についてお示しします。

本マニュアルを参考に、各避難所運営委員会で話し合ってください、各避難所の実情に応じた受け入れ体制づくりを進めてください。



本マニュアルは、避難所運営に携わる方の参考とするため、平成 29 年 3 月に作成されました。その後、環境省の「災害におけるペットの救護対策ガイドライン」は、平成 30 年 3 月により適切な対策が講じられるようにするため改訂され、名称も「人とペットの災害対策ガイドライン（以下、「環境省ガイドライン」）」となりました。また、さいたま市地域防災計画についても平成 30 年 3 月に改訂されました。これらの改訂を受け、本マニュアルも所要の整備を行いました。（令和 2 年 3 月）

2 避難所での基本的なペットの対応の考え方

市地域防災計画では次のように定められています。

さいたま市地域防災計画（抜粋）【平成30年3月改訂】

飼い主とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）に関しては、指定避難所の円滑な運営を図るため、飼い主から住所、氏名、動物の種類及び数を届け出てもらい、避難所担当職員班長は避難所運営委員会の環境班長に報告する。

避難した動物の取り扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼養・管理は、当該動物の飼い主が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物の飼い主が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

災害発生時には、飼い主がペット飼養のために二次災害にあつたり、車上生活を余儀なくされたりする等、安心・安全を損なうことがないように、ペットと一緒に避難することが重要です。

しかし、避難所は動物を嫌いな人や苦手な人、アレルギーを持った人等多くの人が集まる場所です。飼い主は他の避難者に不安感や不快感を与えないように注意し、他の避難者等の理解が得られるように、飼い主自らが平時から対策を行うとともに、避難所では動物が受け入れられやすい環境づくりを心がけましょう。

同行避難・同伴避難

環境省ガイドラインでは、同行避難と同伴避難について次のように記載されています。

環境省ガイドライン（抜粋）【平成30年3月改訂】

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。

なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられている。「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。

自宅が安全であり、定期的にペットの世話をするために戻れる状況にあるのであれば、在宅避難も選択肢の一つです。その場合も、毎日のペットの食事の世話や健康状態の確認が大切です。

対象動物

同行避難の対象となる動物、避難所で飼養できる動物は原則としてペット（愛がん動物又はコンパニオンアニマル）として飼養されている犬や猫、げっ歯類、鳥類などの比較的小型の動物です。

特定動物（ワニガメやニシキヘビ等）や特定外来生物（カミツキガメやサソリ等）※に指定された動物、大型の動物や多数の動物、その他特別な設備が必要な動物等、管理が困難な動物については、原則として避難所での受け入れはできません。仮に非常時に一時的に受け入れる場合でも、危機が去り次第、可能な限り速やかに移動させる必要があります。こういった動物については、飼い主が平時から受入先を定めておくことが重要です。

なお、身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）については、公共施設等での同伴が認められています。

※法令により飼養するには許可が必要であり、原則として許可された施設以外での飼養は禁止されていますが、非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って許可施設外で飼養することが認められています。

管理方法

避難所におけるペットの飼養は、原則として飼い主自らが行います。

飼い主が共同でペットの飼養を行うために、飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、支え合い、協力して管理を行います。

飼い主が負傷等で飼養が困難な場合は、他の飼い主やボランティアの協力の元に飼い主の会が中心となり飼養します（共助）。

3 平時の備え(災害の発生に備えて)

「避難所運営マニュアル」の「11 資料編 (1)施設の利用方法等」では次のように定められています。

避難所運営マニュアル「11 資料編 (1)施設の利用方法等」(抜粋)

	防災計画上の位置づけ	場所決定の目安
⑬ペット飼養スペース	○避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置する。	○原則、避難所敷地内の屋外。 ○施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設けることができる。

災害発生時に混乱が生じないように、避難所運営委員会において以下の内容を参考に、ペット飼養スペースや飼養ルールをあらかじめ検討しましょう。

飼養スペースの検討

避難所運営委員会は、避難所運営マニュアルの「11 資料編 (1)施設の利用方法等」や下記以下の点に配慮して、担当する避難所のどこに飼養スペースを設置するか予め検討してください。

なお、フード、水やケージ、リード、その他の用具などペットの飼養に必要な資材等は、原則として飼い主が各自で持参します。災害発生から数日以降は、順次届く動物用の救援物資を活用します。

- 暑さや寒さ、雨風の影響を受けにくい場所

ほとんどのペットは、室内で飼養されることが多く、そのため温度の変化に強くありません。夏の暑さや冬の寒さを避ける場所として、屋内施設の一室やテント、倉庫を利用するのが理想です。それが難しい場合は、ピロティ等の屋根がある場所もしくはブルーシートで屋根をつくったり、段ボールで覆いましょう。

- ペットと人との動線が交わらない場所

飼い主以外の人(特に子供)が動物に触ろうとして咬まれたり引っかかれたりする事故を防ぐために、居住区画で頻りに利用する動線からは離れたほうがよいでしょう。動物も人間の行き来によるストレスで病気にかかりやすくなります。

- 鳴き声や臭いが人の居住区画にできるだけ届かない場所

鳴き声や臭いなどによるトラブルを避けるため、避難者が起居する場所からできるだけ離すか、防音性の高い部屋や倉庫で飼養しましょう。炊事場や洗濯場所からも離れた場所が望ましいでしょう。

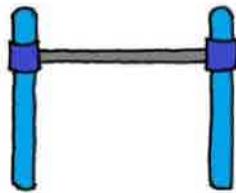
● できるだけ動物種ごとに別々の場所

犬と猫のように異種の動物の存在は、動物同士の間には警戒からくるストレスが生じます。そのため、鳴き声の問題が発生したり、ペットはストレスから病気を発症したりします。可能なかぎり飼養スペースの中でも動物種ごとに区画を分けましょう。特に犬のように鳴き声の問題になりやすい動物は、音の響きを考慮して、他のペットとは別の場所を検討してください。

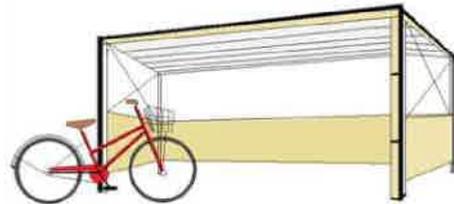
飼養スペース設置の例



テント



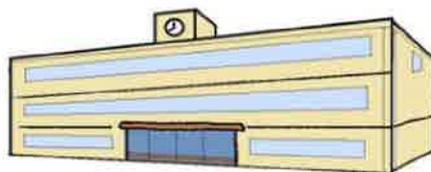
鉄棒等の支柱のあるところ
(屋根をつくります)



駐輪場



ピロティ



校舎、倉庫等

(収容能力に余裕がある時には、避難者の同意のもとで屋内に専用スペースを設けることができます。)



参考

過去の震災では、発災当初から受付や居住スペースへの誘導を同行避難者と分けなかったために、苦情となった事例が多数見受けられました。平時からペットの飼養スペースについては検討し、発災直後から分けて誘導しましょう。

避難所でのペットの飼養ルールの設定や同行避難訓練の実施

平時から避難所運営委員会において基本的な飼養ルールを決めましょう。

ペットを飼養していない避難者にも理解が得られるように、日頃から地域での話し合いや避難所運営訓練を行う際にあわせて同行避難訓練の実施をするなど、ペットとの同行避難や避難所での飼養ルールの地域への浸透を図っておきます。

避難所での基本的な飼養ルール（例） ※巻末様式集 「避難所におけるペット飼養ルール」参照

避難所内では人が優先

ルールを守り、ペットが苦手な方にも十分配慮して飼養します。

ペットは居住区画とは別の決められた場所で飼養する

避難所では、ペットの苦手な方やアレルギーをお持ちの方もいます。周囲に配慮し、人の居住場所には入れません（補助犬を除きます）。

ペットの飼養・管理は必ず自分で行う

ペットの飼養を行政職員や他の避難者が行うことは原則としてありません。飼い主自身が責任を持って毎日世話をし、飼養スペース等は清潔に保ち、特に臭気が発生しないよう管理をします。

※ ペットのトラブルは、時には避難所全体の問題となり、飼養ができなくなる場合もあります。大事なペットのためにも飼い主自身が責任をもって飼養しましょう。

参考

避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理

避難所や応急仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、ペットがいることが、つらい避難生活の中での心の安らぎや支えになったという声がある一方で、咬傷事故や鳴き声への苦情、被毛や糞尿処理など、衛生面でトラブルになることもあった。

避難所や応急仮設住宅では、ペットの飼養管理は飼い主が責任を持ち行う。衛生的に飼養管理するとともに、飼い主同士などで、周りの人に配慮したルールを作ることも必要になる。

環境省ガイドライン抜粋

日頃のしつけの大切さや飼い主のマナーについても、地域住民に浸透するようしておきましょう。

4 災害発生直後(初動期)の対応

避難所運営委員会環境班は、ペット同行避難者を避難所に受け入れ、同行避難者による「飼い主の会」の立ち上げを指導します。

「飼い主の会」はペット同行避難者の受付を避難所運営委員会環境班から引き継ぐとともに、ペット飼養スペースを設営します。

ペット同行避難者の受付

- ① 避難所運営委員会環境班は、受付における事故防止のため、まずペット同行避難者用受付窓口を設置します。
- ② ペット同行避難者を一般の避難者と別のペット同行避難者用受付窓口に誘導します。
(一般避難者と同時に受け付けると混乱が生じるため。)
- ③ ペット同行避難者用受付窓口で、ペット入所名簿兼登録名簿で受付を開始し、記入します。あらかじめ飼い主が持参したペット手帳の写し等同じ記載項目があれば、それを名簿に貼付します。
- ④ 受け入れが可能なペットの場合は、ペットの飼養について、飼い主の「共助」で運営する「飼い主の会」の一員となることや飼養ルール遵守の説明(チラシを配布)をします。また、飼い主にケージ札を渡し、記入の上ケージに装着してもらいます。
- ⑤ 避難所の状況や特別な管理が必要等、受け入れが困難なペットについては、受け入れ可能な預け先へ預けることを前提として一時的な受け入れを行い、飼い主へ今後の流れについての説明を行います。
- ⑥ 環境班は、飼い主とペットを飼養スペースへ移動させた後に、改めて飼い主を一般の避難者用受付に案内します。また、必要に応じてペット同行避難者用受付窓口での受付状況を一般の避難者用受付や避難所運営委員会に報告します。

補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬など)は、居室への同伴が必要となるので、避難所での受け入れ体制を整えましょう。

「飼い主の会」立ち上げ後は、受付を飼い主の会に引き継ぎます。

ペット同行避難者用受付窓口で「避難者カード」の受付を行う場合の注意事項

- ・世帯員が複数名の場合は、一般受付と重複しないようにする
- ・受け付けた避難者カードは、総務班に引き継ぐ

「飼い主の会」立ち上げ

飼い主が協力してペットの飼養管理を行えるように、避難した飼い主全員で飼い主の会を立ち上げます。

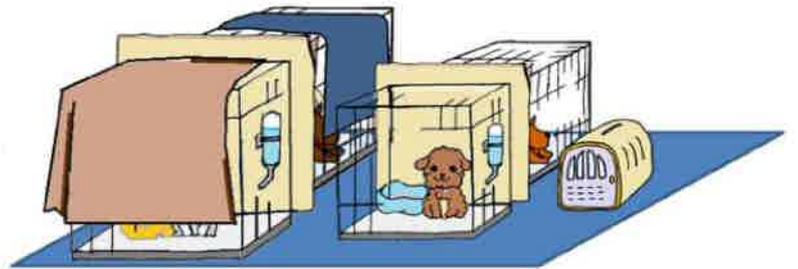
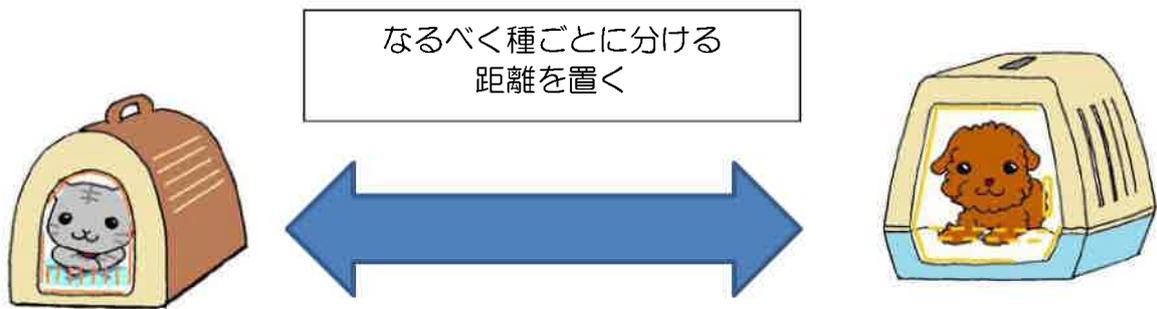
- ① 避難所運営委員会環境班の指導の下、飼い主全員から数名の代表者を選出します。
- ② 飼い主の会は、避難者や飼い主へのルールの周知や情報共有など、飼い主全員が協力してペットの管理が行えるよう活動します。
- ③ 飼い主の会は、ペット同行避難者用受付窓口の運営を環境班から引き継ぎ、環境班を通じて必要な情報を避難所運営委員会に報告します。
- ④ 代表者は、必要に応じて避難所運営委員会が開催するミーティングに出席します。
- ⑤ 飼い主の会においても、飼い主同士で情報を共有できるよう、定期的にミーティングを実施します。

飼養スペースの設営

飼い主の会は、避難所運営委員会から指定された場所に以下のような方法で飼養スペースを設営します。

- 貼り紙や区画線などで飼養スペースを明確にする。
- 屋内では、床を汚さないようブルーシート等を敷いて、清掃しやすくする。
- 飼い主の会の責任者の指示のもと、ペットの種類ごとになるべく分けて収容する。
- 鳴きあったりストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオル等で覆い、仕切りを設置するとともに、適切な距離をとったり目隠しを行う。
- 屋外に飼養スペースを作るときはテントやブルーシートを活用して、直射日光、雨や風よけの整備をする。
- ケージ等に入れられないペットは、支柱等に繋ぎ止める。
- 噛みつき事故防止のため、関係者以外の立ち入り禁止の表示をする。
- 他の避難者の理解を得るため、飼養ルールを掲示して周知する。

設置イメージ



段ボール等で目隠しをする



吠える犬やシャーシャー鳴く猫については、
人の出入りのある入口付近からはなるべく遠ざける

5 避難所での避難生活開始

ペットを飼養することで重要なのは「事故を起こさない」ことです。他人に対する注意だけでなく、飼い主自身もけがのないようにしましょう。

また、慣れない場所での生活は大きなストレスを生じ、他の避難者も含めて先行きが見通せず不安になり、ペットに関する対立が起きやすくなります。飼い主には他人に迷惑をかける努力が必要となり、平時以上の配慮が求められます。

一方、他の避難者に対しては、避難所運営委員会が避難所でのペット飼養が「ペットのためではなく、飼い主の安全確保のため」の措置であること、時間の経過とともにペットの問題は解消してゆくことを十分に周知し、対立を回避する必要があります。

飼養スペースでの維持管理

飼養ルールを守って管理を行い、周囲の人への配慮を忘れないようにしましょう。

動物は慣れない環境でストレスがたまり、逃げ出そうとすることもあります。災害時に逃げ出した動物を保護できる可能性は平時よりもずっと低くなります。また、逃げ出した動物によって事故が起こることもあります。これらを防止するため、戸締りしている場所でケージを開ける、つなぎ留めた犬にリードを付ける際には、まずリードを2つつけて1つを外すなど逃げ出し防止を徹底しましょう。

事故防止のため、飼養スペースには、関係者及びボランティア等の協力者以外は立ち入らせないようにします。

飼い主全員で共同して行うこと

役割分担をし、飼い主同士で調整しながら管理しましょう。

- 飼養スペース全体やその周辺の掃除、消毒

避難所は小中学校が多く、避難所としての機能終了後は元の用途に使用されます。床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らないように配慮しましょう。

- ペット用トイレの掃除、糞尿の処理

臭いは騒音と並んで最も多い苦情の原因なので、嚴重な処理が必要です。排せつ後のトイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、さらに大きなビニール袋かふた付きのごみ箱に入れます。災害発生初期はゴミの収集が遅滞するので、臭いが外部に漏れないよう、何重にも密閉することが重要です。散歩中に排せつする犬は、避難所からなるべく離れた（避難所の人々の通行がない）場所で排せつさせ、糞はビニール袋で必ず回収します。放置された糞は飼い主のマナーの悪さと受け取られ、他の避難者との対立の原因となります。また、電柱や樹木への排尿も苦情の原因となります。水で洗い流せば多少は軽減されますが、別々の犬が同じ所で放尿する傾向があるので、やはり避難所近くの電柱等は避けるべきでしょう。ただ、尿を水で流すことは、他

の避難者に迷惑をかけないように努力している姿を示すことで、ペット飼養に理解を得られる効果があります。

参考

糞尿の臭い対策

クエン酸と重曹を上手く使うと、臭い成分の中和により糞尿の臭いを軽減できます。人間の排せつ物にも応用できます。ただし、尿の臭いに効果のあるクエン酸等と糞の臭いに効果のある重曹等を逆に使うと、かえって臭いが強くなります。

①尿の臭い・・・クエン酸が有効

尿臭の主なものはアンモニア臭であり、クエン酸が有効です。酸性のクエン酸を水に溶かしてかけるのであれば、水に溶ける限界の容量まで溶かして使う（混ぜても水底にクエン酸の顆粒が残る程度）のが効果的です。なお、クエン酸自体はほぼ無臭かつ人畜に無害です。

お酢、洗濯用の酸素系漂白剤、トイレ清掃用の酸性洗剤、傷消毒薬のオキシドールでも代用できます。

②糞の臭い・・・重曹が有効

糞の臭いの主なものは細菌が食品を分解して作ったガスであり、重曹が有効です。糞を取り除いた後の床を重曹水で拭いたり、土に振りかけたりするとよいでしょう。なお、重曹自体はほぼ無臭かつ人畜に無害です。

塩素系漂白剤でも代用できますが、塩素臭が強く、皮膚や粘膜に強い刺激があるので、慎重に使用する必要があります。

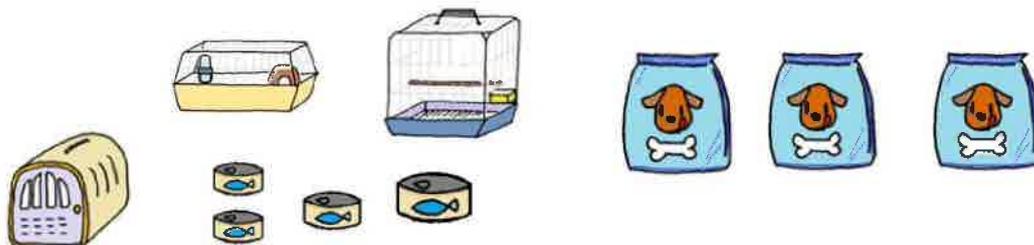
● 犬の散歩

過去の大規模災害時に最も問題となったのは犬の鳴き声です。避難所での犬の鳴き声の原因はストレス、警戒、不安など様々で、個別に対処するのは非常に困難です。しかし、犬を十分に運動させることで鳴き声の問題はかなり軽減できます。犬の避難生活では、他の避難者に迷惑をかけないためにも、犬自身が落ち着くためにも、散歩が非常に重要です。また、飼い主にとっても運動はストレス解消になります。他人を咬むおそれがない犬であれば（逸走防止に十分注意するという前提で）犬に慣れた飼い主以外の人にとっても運動をかねて犬の散歩をするメリットがあります。災害時だからこそ、平時よりも多く散歩につれだすことが大事です。



● ペット救援物資の搬入、仕分け、配分

災害発生から数日で救援物資が届くようになります。飼い主の会は飼い主のニーズを聞き取り、必要な物資を要望するとともに、救援物資を受け入れ、必要な飼い主に配分します。



- 飼い主の分からない動物の一時的な飼養
避難所には、飼い主の分からない動物が保護される可能性があります。その場合には、動物愛護ふれあいセンターが収容するまでの間、一時的な保護に協力をお願いします。

飼い主自身が行うこと

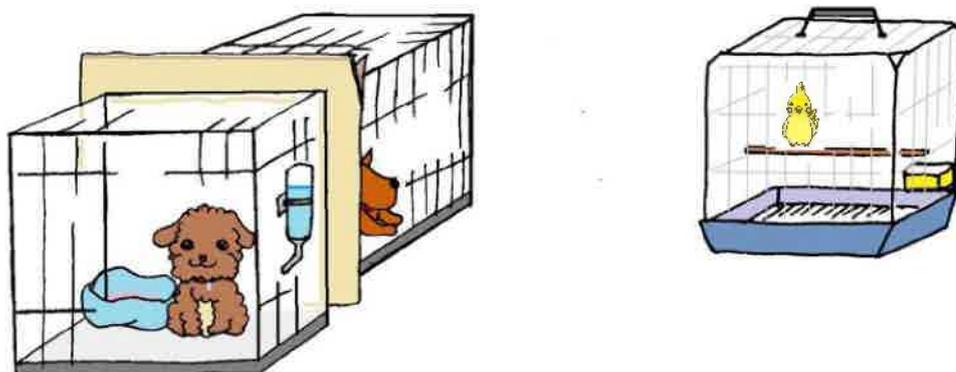
日頃おとなしいペットでも、災害発生時は慣れない環境で神経質になります。慣れない他人に対しては思わぬ攻撃を行う事もあるので、ペットによる危害防止のためにも世話は飼い主自身で行うことが原則です。

特に苦情になりやすい糞尿の臭いを抑えるためには、できるだけ早く片付けることが重要です。

ペットの体調に異変を感じたら、必要に応じてかかりつけの獣医師に相談するか、動物救援本部に連絡してください。

- 給餌、給水、食べ残したエサの片づけ
- ケージ内の糞尿の処理や掃除
- ケージ周辺の掃除
- 犬の散歩
- 自分のペットに係る苦情の対応

他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、原則として、飼い主自身が対応します。自身での解決が困難な場合は「飼い主の会」に相談し、仲介をしてもらいます。

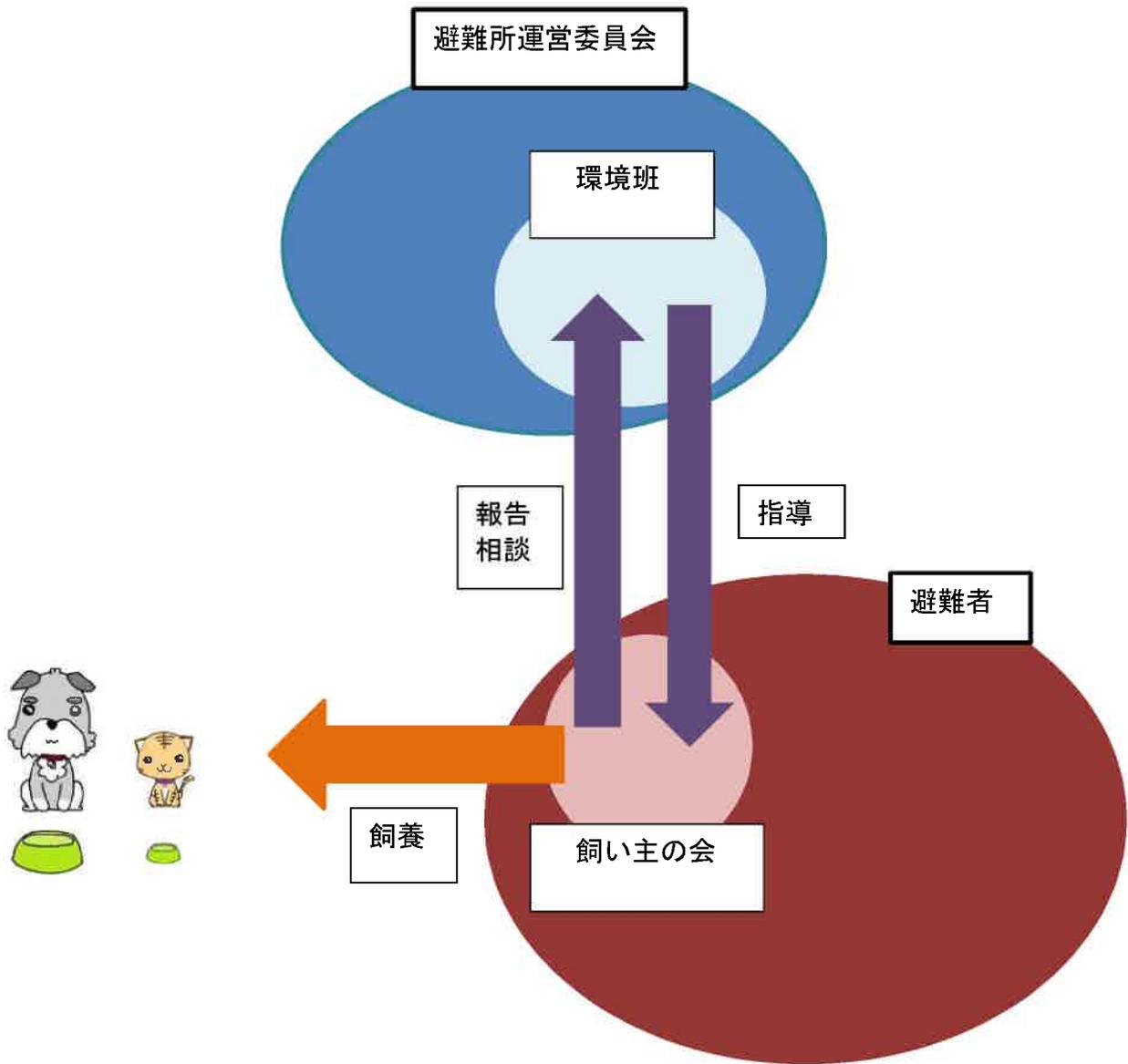


参考

実際に避難所が運営されると、連絡手段として大量の掲示物が避難所内に張られます。過去の震災は、動物用の連絡なのかわかりにくくなり、避難者への連絡がスムーズにいかない事例がありました。

あらかじめ動物用掲示スペースを決めておくとともに、目印等により誰でもわかるようにしておく、避難所からの飼い主への連絡もスムーズになります。

避難所の運営イメージ



継続管理と報告

病気やケガによりペットの世話ができない飼い主がいる場合は、飼い主の会で協力し、世話や散歩を行います。在宅避難者へも動物に関する情報の共有ができるようにします。

飼い主の会は、ペットの飼養状況について、避難所運営委員会へ報告します。

預け先や譲渡

避難所でのペットの飼養は飼い主、他の避難者、ペットのいずれにとっても大きな負担です。できるだけ早い段階でペットだけでもより飼養に適した場所に移動することが大切です。

一時的な受け入れを行っていた動物については、災害が落ち着き次第、あらかじめ決めていた遠方の親戚や知人等や新たな預け先へ移動します。

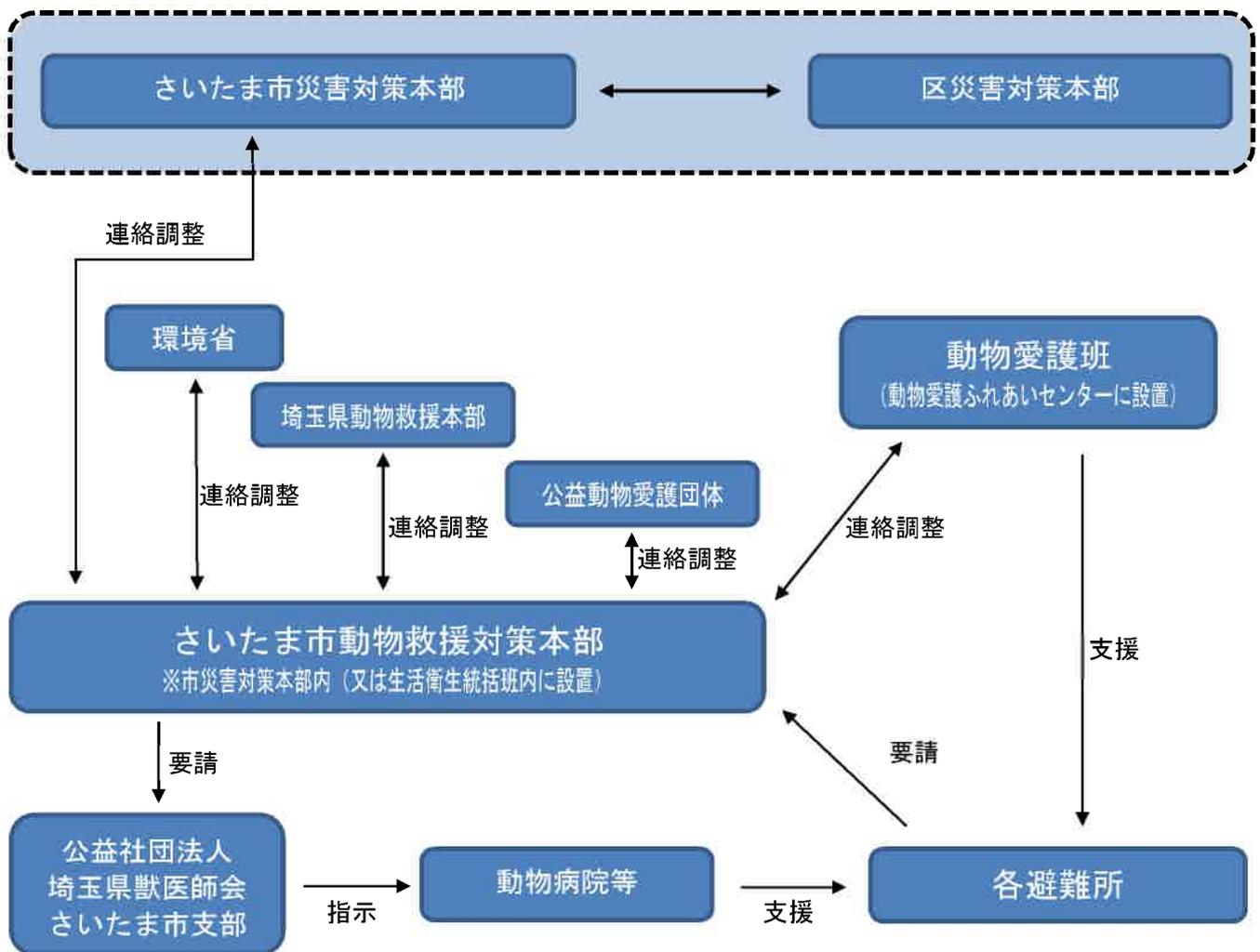
災害が終息し、自宅が安全であることが確認でき、定期的にペットの世話をするために戻れる状況であれば、ペットだけを自宅に戻し、飼い主と別々に避難することを検討してもよいでしょう。

災害から数日すると、ボランティアや動物愛護団体の受け入れ態勢が整い、一時預かりを受け付けてもらえるようになりますが、飼い主とペットの避難所生活が長引き、これ以上の飼養が難しくなった動物がいた場合は、飼い主やペット自身の精神的、身体的負担を軽減するために、あらたな飼い主を検討したり、動物愛護団体等に譲渡する方法もあります。

6 市及び関係団体の対応

災害発生時には、市ではさいたま市動物救援本部が立ち上がります。動物愛護ふれあいセンターは、負傷した犬や猫等の保護及び治療、飼い主とはぐれたペットの收容、避難所でのペットの適正飼養及び健康相談等を実施します。被災状況により支援体制が整うまで数日を要することも考えられます。同じく動物愛護団体や動物ボランティアの協力も期待できますが、派遣体制が整うまで数日を要すると考えられます。

活動フロー例



災害の発生（自宅建物の倒壊、焼失等）

ペット用持ち出し袋  を持って同行避難開始



各避難所

受け入れOK

受付

飼い主の会へ参加、
指定された場所での飼養開始

避難所のルール遵守
周囲への配慮

特定動物や特定外来生物指定された動物、大型の動物
など、避難所での管理が困難な動物

受け入れNG

受け入れNG

非常時

今後の流れについて
説明し、一旦受付

危機が去り、次の移動が可能になるまでの間、
避難所内や飼養が可能な場所での一時受け入れ

あらかじめ決めて
いた避難先
(同行避難又はペットのみ)

親類、知人等の協力

在宅避難
(一緒又はペットのみ)

飼い主同士
(ネットワーク)
の協力、助け合い

ボランティア
や愛護団体等
の一時預かり

ボランティア等の支援

参考様式集

避難所における飼養ルール

避難所へのペットの入所にあたっての飼養ルール

ペットのトラブルは、時には避難所全体の問題となります。大事なペットのためにも飼い主自身が責任をもって飼養し、お互いが気持ちよく過ごしやすい避難所環境をつくりましょう。

避難所内では人が優先

避難所運営委員会と飼い主の会が定めたルールを守り、ペットを飼っていない人へも十分配慮して飼養しましょう。

決められた場所で飼養

飼養場所、散歩場所、トイレの場所等決められた場所のみで飼養しましょう。避難所には、動物が苦手な方や動物のアレルギーをお持ちの方もいます。周囲の人への配慮をし、ペットの飼養場所は、人の居住場所と分けます（補助犬を除く）。

自分のペットの世話は自分で

避難所の運営者はペットの世話はしません。飼い主自らが責任を持って、ペットの世話を毎日しましょう。飼養スペースは常に清潔に保ちましょう。

飼い主の会への参加

動物種に関わらず飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、協力してペットの飼養・管理をします。

【飼い主の会の活動】

- ・避難所運営委員会が定めた場所にペットの飼養場所を設置。
- ・登録名簿への登録及び名簿の管理。
- ・ペットの飼養場所への収容。
- ・会員全員での飼養ルールの確認及び飼養・管理に関する作業分担、当番の決定。

飼い主全員（飼い主の会）で共同して行うこと

役割分担をし、飼い主同士で調整しながら管理しましょう。

- ・飼養スペース全体やその周辺の掃除、消毒
避難所は小中学校が多く、避難所としての機能終了後は元の用途に使用されます。床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らないように配慮しましょう。
- ・ペット共用トイレの掃除、糞尿の処理
においては苦情の原因ともなります。適切に管理しましょう。
- ・ペット救援物資の搬入、仕分け、配分
- ・飼い主不明動物の一時的な飼養（動物愛護ふれあいセンターが収容するまで）
センターが収容するまでの間、一時的な飼養の御協力をお願いすることがあります。

飼い主自身が行うこと

日頃おとなしいペットでも災害発生時は慣れない環境で神経質になります。ペットによる危害防止のためにも世話は飼い主自身で行うことが原則です。

- ・給餌、給水、食べ残したエサの片づけ
衛生的にするためにも毎日管理をしましょう
- ・ケージ内の糞尿の処理や掃除
- ・ケージ周辺の掃除
- ・犬の散歩
- ・他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、飼い主自身で対応します。一人で解決できない問題に対しては、飼い主の会で対応します。

ペット入所名簿 兼 登録名簿

※ ペット手帳等の写しを貼付すれば、下記の項目の記載を一部省略することもできます

		避難所名		
		登録番号		
入所日及び出発地	月 日 自宅・その他 ()			
退所日及び行き先	月 日 自宅・その他 ()			
飼 い 主 の 情 報	氏 名			
	住 所			
	連 絡 先			
	避難している教室等			
ペ ツ ト の 情 報	名 前			
	種 別	犬 ・ 猫 ・ その他 ()		
	種 類			
	毛 色			
	生 年 月 日	年 月 日 (歳) ※不明な場合は推定年齢		
	性 別	オス ・ メス	不妊去勢手術	済 ・ 未
	特 徴	毛の色や模様、尻尾の長さ、形、耳の形、目の色、鼻の色などの体の特徴や人に対する特性（怖がる、吠える、かみつく）などできるだけ多く。		
	持 病 の 有 無			
犬 の 登 録 情 報	鑑札番号：	第	号	
	注射済票番号：	年度 第	号	
	マイクロチップ	有 ()	・ 無	
飼 養 場 所				

ケージ札

避難所名	
登録番号	
ペットの名前	
飼い主氏名	
特記事項	

参考: ペットの基本的な飼養方法

災害時にペットが体調不良になっても、なかなか獣医師に診せることができません。近隣は動物病院も被災してすぐには機能できない可能性があり、市外のボランティアの獣医師がかけつけるまでにも数日かかるためです。

そのため、避難時にはペットの健康チェックは平時よりも入念に行ってください。特に食欲、糞尿の状態、毛づや、目の印象（目がショボショボしている）が分かりやすい体調不良のサインです。



適した飼養場所	<p>夏は日陰で涼しいところ、冬は日当たりのよいところ。 暑さに弱い動物で汗をかかないためすぐに熱中症になります。その為、夏は屋内か日影が原則です。 熱中症の症状が出たら、すぐに水を全身にかけ（できればホースで）涼しいところで休ませます。</p>
食事	<p>1日1～3回ドライフード（カリカリの粒状）やウェットフード（缶詰など水分を含んだもの）。水は1日に体重1kgあたり100mlとたくさん飲みます。食器がないときはポリ袋などをつかきましょう。缶詰（ウェットフード）は水分と一緒に摂取できますが、虫が発生しやすくなるので、食欲不振時以外は不要です。人間の食事は犬に思わぬ毒性がある成分が含まれる可能性がある（例えばネギ、玉ねぎなどは形が残っていても成分が含まれることがある）決して与えないでください。</p>
健康チェック	<p><input type="checkbox"/> 食欲はあるか <input type="checkbox"/> 下痢をしていないか <input type="checkbox"/> 毛づやはよいか <input type="checkbox"/> 耳、目、口がよごれていないか <input type="checkbox"/> 掻いたり舐めたりしている箇所がないか</p>
注意点	<p>【散歩は1日最低2回】 散歩しないと排泄しない犬がいるため、1日に2～3回は散歩させて排泄させましょう。散歩は犬の吠えを抑え、飼い主のリフレッシュにもなります。</p> <p>【散歩中は臭いをかがせる場所に注意】 犬は臭いをかいだ場所に自分の臭いつけのために尿や糞をします。居住区画の近くのような場所では臭いをかがせずリードを引いてどんどん進みましょう。糞をしたらビニール袋で処理し、尿をしたら水をかけて薄めましょう。</p> <p>【クレートの出し入れ時の飛び出しに注意】 飼い主のひざや体でクレートの扉を抑えて飛び出さないようにし、小さく開けた扉の隙間から手を入れて首輪をしっかりと持ち、リードを装着しましょう。また、犬を戻したら鍵がかかったか確認するのも忘れずに。</p> <p>【静かにしていればほめる】 犬は慣れない環境では最初は緊張であまり吠えません。落ち着いているように見えますが、慣れてくると吠えてきます。静かにすることが出来た</p>

ら、飼い主は落ち着いた優しいトーンで声掛けをしましょう。飼い主の落ち着きが犬に伝わり、犬も落ち着きます。また、外が騒がしくしていても、クレート内で落ち着くことができたら「静かにしててえらいね」とほめましょう。

【散歩の時間、食事の時間は毎日ずらす】

犬の吠えは避難所生活で最も大きな課題です。避難所での生活が長くなると、犬なりに生活リズムを理解するようになります。すると「そろそろ散歩（食事）の時間だ」と分かるようになり、時間が近づくとき期待して要求吠えをするようになります。毎日の散歩や食事の時間を1時間程度ずらして、犬に「そろそろ」という感覚を付けさせないようにします。

【要求吠えには応じない】

犬の飼養スペースに人が来ると、犬は散歩や遊びを要求して一斉に吠えます。この吠えに慣れてしまうと次はもっと強く吠えるようになります。犬が「吠えたら遊んでもらえた。次はもっとがんばって吠えよう。」と学習してしまうためです。要求吠えには決して応じてはいけません。「ダメ!」「静かに!」といった制止すら犬には「こっちに反応してくれた。もっと呼んでみよう。」と受け取られます。「完全に」無視することが大切です。具体的には歓迎吠えが始まったらすぐに背を向けてその場を去ります。吠えが静まったらまた姿を見せる。少しでも吠えたら立ち去る。静かになったら姿を見せる・・・といったことを根気強く、ひたすら繰り返します。犬が「吠えたら楽しいことが無くなって損だ。静かにしておいた方が得だ。」と学習させます。ほとんどの要求吠えは同じ原理で治すことができますが、一度でも吠えに慣れてしまうと学習はリセットされるので飼い主の会で意思統一をしておくことが大事です。

【人の姿が見えないようにする】

犬は目に見える範囲に入った人間や車を追い払おうと吠えることがあります。そうした犬には周りが見えないように目隠しをするとよいでしょう。また、人の出入りの多い入口からはなるべく遠ざけましょう。

【吠えを抑えるためのおやつは厳禁】

犬は学習能力が高く、自分にとって良いことがあったら必ず繰り返します。なんらかの原因で吠えている時、それを抑えようとおやつを与える行為はよく見られますが、犬は「吠えたらおやつがもらえたので、また吠えよう」と学習し、かえって吠えが強くなるので逆効果です。

【下痢が続いたら食事制限で腸休め】

ストレスから犬が下痢をすることは珍しくありませんが、下痢が長く続くようならば、思い切って腸を休めるためにエサの量を減らしたり、食事を抜いたりしてください。粘膜が修復されて下痢が改善します。下痢が止まったら徐々にエサを増やしていきましょう。ただし、下痢で水分が失われているので水分は十分に与えてください。



避難生活に必要なしつけチェックリスト

- 「お座り」「伏せ」「待て」等基本的なしつけ
- ケージの中に入るのを嫌がらない
- ほえない、かまない
- 人や動物を嫌がらない、怖がらない
- 決められた場所で排泄ができる



同行避難グッズ例



伸びないリード、首輪又は胴輪、フード、水食器、療法食、ケージやキャリーケース
処方薬、ペットシート、ガムテープ 等



猫

適した飼養場所	犬よりも暑さには強いものの、外敵を非常に警戒し狭い場所に身をひそめる習性があります。ケージの中に猫1頭がぎりぎり入るぐらいの箱を入れるとその中でくつろぎます。
食事	人間の食事は猫にとって思わぬ毒性がある成分が含まれることが多く、腎臓や肝臓に障害がおきることがあるため与えてはいけません。猫用のフードが必要です。ストレスに弱く避難所では警戒して餌をとらないこともあります。水は1日に体重1kgあたり30mlを飲みます。
健康チェック	<input type="checkbox"/> 食欲はあるか <input type="checkbox"/> 下痢をしていないか <input type="checkbox"/> 毛づやはよいか <input type="checkbox"/> 耳、目、口がよごれていないか <input type="checkbox"/> 掻いたり舐めたりしている箇所がないか
注意点	<p>【猫はトイレと猫砂が必要】</p> <p>猫は糞を砂に埋める習性があるので、猫砂（猫用のトイレ砂、本物の砂ではなく木や紙が原料）がないと排せつしたがりません。猫用のトイレは市販されていますが、避難所では発泡スチロールや段ボールの箱でも代用できます。可燃性の猫砂（おから系、紙系）が処理しやすくお勧めです。猫砂がない場合は、屋外にある砂でも代用できますが、燃えないため処理が難しく長期間使うのには向きません。その場合、新聞紙を細長く切ったもので代用します。</p> <ul style="list-style-type: none">・飛び出し注意 <p>清掃やトイレのお世話中に猫が逃げ出してしまうこともあります。猫は犬よりも素早く、簡単に野生化するので、逸走すると保護がきわめて困難です。ケージの開け閉めには細心の注意をし、清掃作業中は首輪や胴輪を装着して一時的にリードで係留するなど、逃げ出さないように注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・猫にも所有明示 <p>猫は犬の鑑札のような名札の装着義務はありませんが、逸走すると保護が困難なので、犬以上に名札が重要です。普段から首輪に慣れさせ、首輪に名前と連絡先を書いておいたり、名札を付けたりしておくことが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・慣れた臭いで落ち着かせる <p>猫は避難所ではケージの中でほぼ1日中過ごすこととなります。猫は犬よりも狭い場所で長く過ごすことが平気ですが、それでも慣れない環境にストレスで水分補給や食事、排泄ができない猫もでてきます。普段使っている布やおもちゃで猫の臭いがついているものなどをそばにおいてあげて安心させましょう。また、猫は暗くて狭い場所を好むので、ケージで飼う場合には段ボールやタオルでケージを覆ってパーソナルスペースを確保してあげましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">・猫もお散歩できる <p>首輪（胴輪でも可）とリードを上手く使うと、猫もケージの外で運動ができます。普段から慣れさせておくことがよいでしょう。ただ、猫の散歩</p>

は犬のように道を歩くというより、部屋の中で上下運動をする形になります。



避難生活に必要なことチェックリスト

- キャリーやケージの中に入り、落ち着いていられる
- ハーネス（胴輪）に慣れている
- 首輪に慣れている（所有者明示用）
- 人や動物に対して攻撃的ではない、極端に怖がりでない
- 猫用トイレで排泄ができる



同行避難グッズ



フード、伸びないリード、胴輪
首輪（所有者明示用）、水、洗濯用ネット
処方薬、食器、ケージやキャリーケース
ガムテープ、ペットシート、ブラシ、療法食 等



うさぎ・モルモット

適した飼養場所	<p>気温の変化に弱いので、屋内飼養が原則です。やむを得ず屋外で飼養する場合は、暑さ、寒さ、直射日光の他に、ネコやカラス等に襲われないような配慮が必要です。夏は日影で風通しがよいところ、冬は日当たりのよい窓の近くが理想ですが、常時見ていられる場合を除いて、直射日光が当たる場所は避けた方がよいでしょう。</p>
飼養ケージ	<p>避難時に入れてきたキャリーケージがある場合は、それを基本の飼養ケージにできます。ケージの面積は、広い方がより良いわけですが、短時間であれば狭くても大きな問題にはなりません。</p> <p>キャリーケージがない場合、もしくは飼養していたケージが汚れた等の理由により利用ができなくなった場合、空いた段ボール箱で代用できます。モルモットの場合、高さが30センチ以上あればふた（天井）はいりませんが、うさぎの場合は、段ボール箱が長時間の使用に耐えられないため、掃除が終わったキャリーケースに早めに戻しましょう。</p> <p>床敷きにおがくずが使われますが、避難所ではザラ紙や新聞紙でも代用できます。新聞紙を厚め（最低でも5枚以上）に敷いて、その上に細く裂いた新聞紙を多めに入れます。うさぎ・モルモットは、糞尿の量が多いため、それに吸わせて床面を清潔に保つことができます。汚れが多くなってきた場合は、清掃するのではなく、新しい段ボール箱に移して、古いものはそのまま処分する方法が手間がかかりません。</p>
食事	<p>固形飼料（ペレット）が主食になります。野菜を好みますが水分が多すぎて下痢しやすいので、短期間の飼養では与えないほうがよいです。固形飼料が手に入らず、野菜等を使用しなければならない時は、水分の少ないもの（サツマイモ等）を選び、少ない量（通常時の1/3～1/2）にとどめ、残餌は必ず取り除いてください。野草類は、与えないほうが無難です。糞が固く詰まりやすいため、可能であれば繊維質の補給のため干し草や牧草（ヘイキューブ）を常に食べられるようにしますが、短期間であればなくてもかまいません。水は1日に体重1kgあたり50～150mlとたくさん飲むので、犬用の皿などうさぎがひっくり返さないような重さのものに水をはったり、専用の給水ビンであげます。</p>
健康チェック	<p><input type="checkbox"/> 食欲はあるか</p> <p><input type="checkbox"/> 糞の量や大きさ、硬さは正常か</p> <p><input type="checkbox"/> 尿の色は濃すぎないか</p> <p><input type="checkbox"/> 毛づやはよいか</p> <p><input type="checkbox"/> くしゃみをしていないか</p>
注意点	<p>・糞を大量にする。</p> <p>うさぎ・モルモットは餌を大量に食べて、大量の糞と尿をします。そのため、床がすぐに糞で埋まったり、尿で湿ったりして、皮膚病や臭いの原因になります。汚れている場合は、床敷きごと糞尿を片付けましょう。掃除のときは、動物をダンボールや衣装ケースのような箱に一時的に入れると作業が楽です。段ボールをケージとして使用している場合、段ボールごと新しいものと取り換える方法が楽です。</p> <p>・蹴られても落とさない</p>

	<p>掃除の時、抱き上げた後で、うさぎが暴れたり蹴ってひっかいたりしても、驚いて手を離さないようにしてください。床に落ちると骨折したり、内臓を損傷して死亡したりこともあります。あわてず姿勢を低くして、地面に近いところまでうさぎを下してから手を放しましょう。うさぎの蹴る力は強いので、食器洗い用の長くて厚手のゴム手袋を使うことをお勧めします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モルモットは衝撃に弱く、床に落下すると内臓を痛めて死亡することもあるので手のひらですくいあげるように抱きます ・一生歯が伸びる うさぎの歯は一生伸び、削れなければ顎に刺さって炎症を起こします。歯を自然に削るため、かじり木はあった方がよいですが、短期間の飼養であればそれほど気にしなくてもよいでしょう。 ・くしゃみに注意 うさぎの風邪は「ブシッ！」という湿ったくしゃみの特徴です。うさぎの風邪の病原菌は非常に感染力が強く、他のうさぎやげっ歯類が近くにいると感染が広がります（人間には感染しません）。すぐに獣医師に診せることができない場合は、くしゃみが飛散しないようにケージの周りをダンボール箱で囲います。さらに暖かいところに置いて症状を緩和します。 ・床敷きにチラシは使わない 床敷きに使う紙は光沢のあるチラシのようなビニール成分が入っているものは、胃腸に詰まるので使わないようにします。床敷きは湿って雑菌が繁殖し、感染症や臭いの原因になるので、半日に1回は新しい紙にとりかえます。床敷きの交換時には段ボール箱などに一時的に移し替えます。 ・防寒対策 寒い冬や夜間は、ケージごと毛布やバスタオルで覆うと中が冷えるのを防げます。
--	--




同行避難グッズ例

ペレット、牧草、水、食器
給水ボトル、ハーネス・リード、キャリー、
処方薬、ペットシート、ブラシ、
毛布やバスタオル 等




同行避難グッズ例

ペレット、牧草、水、食器
給水ボトル、ケージ・バッグ、ビタミンC
処方薬、ブラシ、毛布やバスタオル 等



ハムスター

適した飼養場所	<p>気温の変化に弱いので、屋内飼養が原則です。やむを得ず屋外で飼養する場合は、暑さ、寒さ、直射日光のほかに、ネコやカラス等に襲われないような配慮が必要です。夏は日影で風通しがよいところ、冬は日当たりのよい窓の近くが理想ですが、常時見ていられる場合以外は、直射日光が場所は、避けた方が無難です。</p> <p>床敷きにはおがくずが使われますが、避難所ではザラ紙や新聞紙でも代用できます（広告チラシは有害な物質を含むので除きます）。1頭につき新聞紙1／3部が目安です。紙が尿や糞で湿ると皮膚病や臭いの原因になるので毎日取り換えます。</p>
飼養ケージ	<p>避難時に動物を入れてきたキャリーケージがある場合は、それを基本の飼養ケージにできます。ケージの面積は、広い方がより良いわけですが、短時間であれば狭くても大きな問題にはなりません。</p> <p>キャリーケージがない場合、もしくは飼養していたケージが汚れた等の理由により利用ができなくなった場合、衣装ケースで代用できます。ハムスターの場合、段ボール箱等の紙の箱は、齧って外に出てしまう危険があるため、清掃時の一時的な収容以外には使用できません。</p> <p>床敷きにおがくずが使われますが、避難所ではザラ紙や新聞紙でも代用できます。新聞紙を敷いて、その上に細く裂いた新聞紙を動物が埋まるくらい多めに入れます。少しくらいの糞尿であれば、それに吸わせて床面を清潔に保つことができるので清掃回数を減らすことができます。</p>
食事	<p>ひまわりの種を含んだ配合飼料が主食になります。野菜を好みますが水分が多すぎて下痢しやすいので、短期間の飼養では与えないほうがよいです。ドライフルーツは糖分が多いので1食一つまみで十分です。水は小皿か専用のボトルで与えます。大きな皿では水が飲めません。</p>
健康チェック	<p><input type="checkbox"/> 食欲はあるか <input type="checkbox"/> 糞の量や大きさ、硬さは正常か <input type="checkbox"/> 尿の色は濃すぎないか <input type="checkbox"/> 毛づやはよいか</p>
注意点	<ul style="list-style-type: none">・ 床敷きにチラシは使わない ハムスターやデグーは紙があると咬みちぎって巣をつくる習性があります。1頭につき新聞紙を1／3部分ぐらいそのまま入れて置くと、自分でちぎるので床敷きの交換は楽です。ただ、光沢チラシのようなビニール成分が入っているものは、誤って食べると胃腸に詰まるので使わないようにします。・ 絶対に尾を持たない ハムスターは小さくてすばしこいのでつい尻を持ちがちですが、驚いて咬んだり、あばれて尻が干切れたりすることがあるので決して持つてはいけません。ペット用のハムスターは咬まない個体だけを何代も交配させているので、よほど無理なことをしない限り咬むことはありません。落ち着いてゆっくり胴体を包むように持ちましょう。逃げ回って捕まえにくい時はフェイスタオルのような布で捕まえるとよいでしょう。・ 手で捕まえる機会は減らす ハムスターは小さくてすばしこいので、慣れない場所で逃げてしまった場合は、捕まえられなくなってしまいう可能

性があります。ペットは人が世話をしあげないと生きていきことができません。床敷きを多めに入れる等工夫をして、清掃の回数を減らすようにしましょう。動物の移動時は、ケージや箱の出入り口を開けたままくっつけて動物がそのまま移送するようにすると脱出を防ぐことができます。

・ 防寒対策

寒い冬や夜間は、ケージごと毛布やバスタオルで覆うと中が冷えるのを簡単に防げます。



同行避難グッズ例



ペレット、牧草、水、食器
給水ボトル、ケージ、毛布やバスタオル
新聞紙 等



小鳥

適した飼養場所	気温の変化や外部からの刺激をストレスに感じて弱ります。夏は直射日光の当たらないところ、冬は窓から少しはなれたところがよいです、糞尿が混じった緑と白のころっとした糞をします。床にすぐに交換できるようなキッチンペーパーや新聞紙を敷いて、こまめに取り換えると臭いが発生しにくくなります。
食事	少量のエサをこまめに食べます。エサが欠けるとすぐに餓死してしまうので、エサ箱にはつねにエサがあるようにしてください。ただ、痛んだエサでも食べてしまっても下痢をしますので、エサは毎日新しいものに取り換えます。1日に体重の約10～30%を目安に与えます。
健康チェック	<input type="checkbox"/> 食欲はあるか <input type="checkbox"/> 羽つやはよいか、異常に羽が抜けていないか <input type="checkbox"/> 水っぽい便をしていないか <input type="checkbox"/> 目がうつろで常に膨らんで寝ていないか <input type="checkbox"/> 元気よく鳴いたりうたっているか
注意点	・寒さに弱い 一年中卵づまりはありますが、特に夏の冷房時と冬の温度差のある場所に気を付けなければなりません。天気がよく、風があまり強くない日はできるだけ日光浴をさせますが、夏と冬では日光浴はやめましょう。冬の初めや体調のすぐれないときは、保温に努めます。羽毛が逆立って体が膨らんでいるときは寒がっているので急いで保温器具を使用し、30～35℃に保ちます。



同行避難グッズ例



日常食としているエサ（2週間分）、水カイド、処方薬、プラケースやケージ・バッグ、小さいライト、毛布やバスタオル 等

「動物愛護フェスティバル2025」開催結果

1. 日 時

令和7年9月21日（日） 10:00～16:00

2. 場 所

さいたま市動物愛護ふれあいセンター

3. 来場者数

818名（アンケート提出）

4. 外部参加者・団体

- (1) 公益社団法人埼玉県獣医師会さいたま市支部
- (2) 学校法人シモゾノ学園大宮国際動物専門学校
- (3) 埼玉県適正飼養管理士会
- (4) 樺山 大先生

5. イベント概要

センターの認知度向上と動物愛護についての関心と理解を深めるため、「動物愛護フェスティバル」を実施しています。

6. イベント内容

乗馬体験／ふわふわ遊具／クイズラリー／犬のしつけ方教室／猫の飼い方教室／小学生絵画展示／どうぶつおりがみつりゲーム／獣医さんになりきって記念撮影／動物健康相談／どうぶつを知ろう（絵本・動画など）／ペット防災のお話し／犬とのふれあいコーナー／デモンストレーション



7. アンケート結果（別添）

8. 管理士会と来年に向けての検討

今年度は実施時間、アナウンスなどうまくいったとのことだったので、来年度も同様に実施予定。



動物愛護フェスティバル 2025



9/21
(日)

場所 さいたま市動物愛護ふれあいセンター

※地図は裏面

時間 10:00～16:00

※天候等によりイベント内容を変更・中止する場合があります。

※発熱や風邪の症状のある場合には参加をご遠慮ください。会場にペットの犬などの動物を連れて来ることはできません。スタッフが会場の写真を撮影させていただく場合があります。

動物専門学校から出張予定

専門学校生によるデモンストレーション

笑顔で
パチリ!



獣医さんになって記念撮影



犬とのふれあいコーナー



犬の魅力を再発見



どうぶつおりがみつりゲーム



馬と
ふれあえるよ

乗馬体験

(一人で乗れる小学生以下の子供対象)



ふわふわ道具

※写真・イラストはイメージです。

どうぶつを知ろう!

(絵本、動画など)



ペット防災の
話もあるよ



小学生
絵画展示



乗馬は事前申込み・抽選制

■申込みメ切:
9月8日(月)

■申込み
ホームページ



クイズラリー
(小学生以下対象)



最後までがんばった
みんなに

景品プレゼント!

主催
協賛

さいたま市動物愛護ふれあいセンター
〒338-0812 さいたま市桜区神田950-1

TEL:048-840-4150 / FAX:048-840-4159

業務時間: 火曜日～土曜日 8:30～17:15

※フェスティバル当日の電話は業務案内アナウンスのみ

動物愛護ふれあいセンター

検索

このイベントの開催に要する経費は202万円です。

動物愛護フェスティバル 2025



犬 猫 のセミナーのお知らせ

さいたま市民向け

飼っている方も、これから飼いたい方も



犬のしつけ方教室

9/21日 13:00~14:00

定員 60名 (抽選) 費用 無料

ほえる、ひっばる、かむ、言うことを聞かない…ワンちゃんがそうするには理由があります。犬の気持ちを理解して、犬が分かるように教えてあげられれば、問題は必ず減ります。飼い主さんのための「しつけのポイント」を、実演を交えて分かりやすく紹介します。



講師 もみやま ひろし 縦山 大先生

日本愛玩動物職業技能協会認定ドッグトレーナー指導員。元学校法人シモゾノ学園大宮国際動物専門学校ドッグトレーナー学科教員。現在はプロのドッグトレーナーとして独立し、自身の教室「Momi's House」でレッスンをするかたわら、自治体や民間イベントの講師を務めるなど活躍中。

猫の飼い方教室



9/21日 10:00~11:00

定員 16名 (抽選) 費用 無料

講師 センター職員 (獣医師)

これから猫を飼いたい人
この機会に猫の飼い方について勉強してみませんか。

締切

9/8日

- さいたま市内在住の方が対象です
- 当選・落選は全員へ連絡します

応募方法

センター
ホームページより



- 動物を連れての参加はできません
- 9歳以下のお子様は保護者同伴が必要です
- 発熱等の症状がある場合は参加をお控えください

連絡先・会場

〒338-0812 さいたま市桜区神田950-1
さいたま市動物愛護ふれあいセンター
TEL 048-840-4150
FAX 048-840-4159

アクセスについて

JR浦和駅西口
バス乗り場
↓
「桜区役所」または
「大久保浄水場」
行きバス
↓
約30分
↓
「桜区役所」または
「埼玉大裏」下車
↓
徒歩6分

JR北浦和駅西口
JR南与野駅西口
バス乗り場
↓
「埼玉大学」
行きバス
↓
約20分
↓
「埼玉大学」下車
↓
徒歩14分



主催
問合せ

さいたま市動物愛護ふれあいセンター
〒338-0812 さいたま市桜区神田950-1

TEL:048-840-4150 / FAX:048-840-4159

業務時間：火曜日～土曜日 8:30～17:15

※フェスティバル当日の電話は業務案内アナウンスのみ

動物愛護ふれあいセンター

検索

(3) 犬・猫の譲渡事業実施状況

動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的に、飼養希望者に対して譲渡を行いました。飼養希望者には、動物の習性・しつけ並びに関連法令等について講習を実施し、模範的な飼い主になっていただくように努めました。

犬		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
一般譲渡	講習会	開催数	0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	4	2	11
		受講組数(組)	0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	4	2	11
		受講者数(人)	0	2	0	2	3	0	0	1	2	0	9	5	24
	譲渡会	開催数	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	6
		参加組数(組)	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	6
		参加者数(人)	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	7	13
団体譲渡(回)		0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
譲渡総数(頭)		0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	3	8	
内訳 (うち団体譲渡)	成犬	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	4 (1)								
	仔犬	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (0)	4 (1)									

猫		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
一般譲渡	講習会	開催数	1	4	2	2	5	1	3	1	1	2	1	2	25
		受講組数(組)	1	4	2	2	5	1	3	2	1	2	1	2	26
		受講者数(人)	1	6	4	2	8	3	6	2	3	3	2	5	45
	譲渡会	開催数	2	0	4	2	5	5	0	4	3	1	2	0	28
		参加組数(組)	2	0	4	2	5	5	0	4	3	1	2	0	28
		参加者数(人)	2	0	6	3	10	9	0	7	7	3	3	0	50
団体譲渡(回)		0	2	1	2	0	3	2	0	0	0	0	0	10	
譲渡総数(頭)		2	3	7	7	11	19	8	4	3	1	2	0	67	
内訳 (うち団体譲渡)	成猫	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	11 (1)	
	子猫	1 (0)	3 (3)	6 (2)	6 (5)	9 (0)	17 (12)	8 (8)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	56 (30)	



【猫の収容数】

猫	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
所有者不明の引取り	0	4	4	10	4	3	2	1	1	0	0	0	29
負傷猫	4	19	9	15	6	3	7	3	2	5	2	0	75
所有者からの引取り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲渡後返還（出戻り）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
月計	4	23	13	25	10	6	9	4	3	7	2	0	106

(単位：頭)

【収容された犬・猫の成子内訳】

犬	区分	内訳	頭数	合計
	捕獲	成犬	21	33
子犬		12		
負傷犬	成犬	0	0	
	子犬	0		
所有者からの引取り	成犬	0	0	
	子犬	0		
譲渡後返還（出戻り）	成犬	0	0	
	子犬	0		
合計	成犬	21	33	
	子犬	12		

猫	区分	内訳	頭数	合計
	所有者不明の引取り	成猫	3	29
子猫		26		
負傷猫	成猫	31	75	
	子猫	44		
所有者からの引取り	成猫	0	0	
	子猫	0		
譲渡後返還（出戻り）	成猫	2	2	
	子猫	0		
合計	成猫	36	106	
	子猫	70		

(単位：頭)

【所有者からの犬・猫の引取り理由】

犬：引取りなし

猫：引取りなし

3. 猫の収容数及び処分数

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
猫	収容数		124	133	95	89	106
	内訳	所有者不明の引取り	52	52	38	39	29
		負傷猫	67	73	41	50	75
		所有者からの引取り	5	7	16	0	0
		譲渡後返還（出戻り）	0	1	0	0	2
	処分数		127	129	89	99	97
	内訳	飼い主への返還数	10	4	1	9	5
		譲渡数	51	68	68	60	67
		収容後死亡数	64	57	20	30	25
		所有者からの引取り申請取下げ	0	0	0	0	0
		殺処分数	2	0	0	0	0
		（うち麻酔処分）	(0)	(0)	0	(0)	(0)
（うちガス処分）	(0)	(0)	0	(0)	(0)		

(単位：頭)

4. その他の動物の収容数及び処分数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収容数 (内訳)	0	0	68 ハト1 ウサギ67	5 ハト3、ウサギ1 ジュウシマツ1	1 ハト1
返還数 (内訳)	0	0	0	3 ハト2 ジュウシマツ1	1 ハト1
死亡数 (内訳)	0	0	0	0	0
譲渡数 (内訳)	0	0	59 ハト1 ウサギ58	10 ウサギ10	1 ハト1
殺処分数 (内訳)	0	0	0	0	0

(単位：頭又は羽)

5. 犬・猫の譲渡事業

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
犬	講習会開催数(回)	21	18	8	8	11	
	受講家族数(組)	21	18	8	8	11	
	受講者数(人)	40	36	19	16	24	
	譲渡会開催数(回)	14	7	4	10	6	
	参加家族数(組)	14	7	4	10	6	
	参加者数(人)	23	10	6	23	13	
	団体譲渡(回)	16	10	6	1	2	
	譲渡数(頭) (うち団体譲渡)	成犬	28 (15)	19 (12)	10 (6)	11 (1)	4 (1)
		子犬	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
		合計	32 (19)	19 (12)	10 (6)	11 (1)	8 (2)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
猫	講習会開催数(回)	30	25	30	22	25	
	受講家族数(組)	35	25	30	23	26	
	受講者数(人)	67	51	64	44	45	
	譲渡会開催数(回)	31	25	18	32	28	
	参加家族数(組)	37	25	18	32	28	
	参加者数(人)	73	34	31	50	50	
	団体譲渡(回)	4	14	15	10	10	
	譲渡数(頭) (うち団体譲渡)	成猫	15 (4)	21 (10)	17 (6)	13 (1)	11 (1)
		子猫	36 (5)	47 (29)	51 (40)	47 (23)	56 (30)
		合計	51 (9)	68 (39)	68 (46)	60 (24)	67 (31)

6. 月別来館者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2年度※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3年度※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度※2	0	0	0	0	0	792(792※1)	0	0	0	0	0	0	792
5年度※2	0	0	0	66	117	840(794※1)	43	45	30	67	43	91	1,342
6年度	94	35	66	63	87	1,032(1,000※1)	55	33	28	33	27	45	1,598

※1 カッコ内は動物愛護フェスティバルの来館者。

(単位：人)

※2 ふれあい事業を中止。令和5年度7月4日より再開。

【令和8年3月14日（土）】ハンデのある猫たちの譲渡会

[このページを印刷する](#)

「ハンデのある猫たちの譲渡会」を開催します！

現在センターに収容されている、ハンデのある猫たちの譲渡促進のためイベントを開催します！

センターに収容される猫たちは、ほとんどが病気やケガがある子たちです。

日常にお薬をあげる、排泄の介助などが必要な子たちもいますが、

その他の時間は走ったり遊んだりまったりお昼寝したり、好きなことをして楽しく過ごしています。

そんな猫たちに一度会いにいらっやいませんか？

譲渡には条件があります→[犬・猫の譲渡について](#)

【イベント内容】

・[譲渡対象猫](#)の見学・ふれあい（譲渡希望がなくても可）

・譲渡前講習会（譲渡希望者のみ）

※譲渡希望の方で、当日トライアル希望の方はキャリーバッグをお持ちください。（当日の譲渡はありません。）





開催日時・場所・費用

日程：令和8年3月14日(土曜日)

時間：午前の部 10時～12時

午後の部 13時～15時

場所：さいたま市動物愛護ふれあいセンター

さいたま市桜区神田950-1

駐車場26台

※なるべく公共交通機関をご利用ください。

※発熱、風邪症状のある方はご遠慮ください。



費用：無料

この記事についてのお問い合わせ

保健衛生局/保健部/動物愛護ふれあいセンター
 電話番号：048-840-4150 ファックス：048-840-4159

[お問い合わせフォーム](#)

[サイトマップ](#) [当サイトについて](#) [ご利用ガイド](#) [アクセシビリティポリシー](#)

さいたま市役所

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 開庁時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）
 電話：048-829-1111（代表） ※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。
 ※さいたまコールセンターにつながります。 法人番号 2000020111007

令和7年12月13日

動物愛護ふれあいセンター所長 様

主査 中地 佐知江

譲渡会実施報告書

標記の件について、下記の通り実施しましたので報告します。

記

日時：令和7年12月13日（土）10時～12時、13時～15時
場所：動物愛護ふれあいセンター 2F レクチャールーム、講習会室
内容：「ハンデのある猫たちの譲渡会」として、体調が悪い猫以外をレクチャールームのケージに展示し、譲渡希望者には講習会室で譲渡前講習会を行った。
参加人数：17組26名（うち講習会受講者は1組2名）
トライアル：1頭（すでに1頭譲渡済みの市民）
トライアル予定（12月17日現在）：2頭（すでに講習会受講済みの市民、当日講習会受講した市民）

以上